

## 函館市緑のパートナー会議設置要綱

### (設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の推進に関し、広く市民の意見を反映させるため、函館市緑のパートナー会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 会議は、広く緑に関連する分野に属する各種団体から推薦された者8人以上、緑に関心のある市民で公募に応じた者2人以上、および市が指定する者5人以内の計15人以内をもって組織する。

2 会議には、議題の内容により、市の指定する者を参加させることができる。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 会議に座長を置く。

3 座長は、委員の互選により定める。

4 座長は、会議の進行と調整を行う。

5 市長は、必要に応じて会議に専門部会を置くことができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、土木部公園河川整備課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年6月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。